

静岡県訓令甲第9号

本 庁
出先機関

静岡県事務決裁規程（昭和39年静岡県訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

令和元年7月23日

静岡県知事 川 勝 平 太

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>課等</u> 組織規則第10条第1項に規定する課並びに総務監、経理監及び政策監並びに第11条第2項に規定する課をいう。</p> <p>(7) 部(局)長 部(局)の長(知事直轄組織においては、知事戦略局長、政策推進担当部長及び<u>地域外交局長</u>)をいう。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) <u>課長等</u> 課等の長をいう。</p> <p>(10) <u>課長相当職</u> 組織規則第67条第7項に規定する職をいう。</p> <p>(11)～(13) (略)</p> <p>(14) <u>主管課長等</u> 当該事務を所掌する課長等をいう。</p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) <u>副所長等</u> 出先機関の副所長、出先機関の次長、地域局の副局長、東部地域局の伊豆観光局長及び<u>東部看護専門学校</u>の副校長をいう。</p> <p>(17) <u>部長等</u> 組織規則第70条第2項の部長及び組織規則第71条に規定する職のうち職員 の任用に関する規則（昭和35年4月30日静岡県人事委員会規則6-6）<u>別表(1)に掲げる職で第1等職及び第2等職に属する職</u> (前2号に掲げる者を除く。)をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>課</u> 組織規則第10条第1項に規定する課及び第11条第2項に規定する課をいう。</p> <p>(7) 部(局)長 部(局)の長(知事直轄組織においては、知事戦略局長、政策推進担当部長及び<u>地域外交担当部長</u>)をいう。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) <u>課長</u> 課の長をいう。</p> <p>(10) <u>課長相当職</u> 組織規則第67条第10項に規定する職をいう。</p> <p>(11)～(13) (略)</p> <p>(14) <u>主管課長</u> 当該事務を所掌する課長をいう。</p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) <u>副所長等</u> 出先機関の副所長、出先機関の次長、地域局の副局長、東部地域局の伊豆観光局長及び<u>看護専門学校</u>の副校長をいう。</p> <p>(17) <u>部長等</u> 組織規則第70条第2項の部長及び組織規則第71条に規定する職のうち職員 の任用に関する規則（静岡県人事委員会規則6-6）<u>第5条第1項第1号に掲げる職</u> (前2号に掲げる者を除く。)をいう。</p>

(18) (略)

(19) 支所長等 出先機関に置かれた支所、分場その他支分組織（組織規則第40条第4項に規定する静岡県水産技術研究所沿岸沖合漁業指導調査船駿河丸を除く。以下「支所等」という。）の長をいう。

(20)～(23) (略)

(専決)

第4条 専決者は、別表第1（その1）、別表第1（その2）、別表第2（その1）及び別表第2（その2）（以下「全別表」という。）に掲げるそれぞれの専決事項について専決するものとする。この場合において、本庁の班長等において専決すべき事項は主管課長等が、別表第2（その1）に基づいてそれぞれ指定する。

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる職員に係る同表の中欄に掲げる事項については、同表の右欄に掲げる専決者が専決するものとする。

職員	事項	専決者
管理局に置かれる部付主幹及び部付主査	別表第1（その1） <u>課長等専決事項</u>	当該局の <u>総務監</u>
局に置かれる調整監、主幹、調整主査及び経理調整班の職員	別表第1（その1） <u>課長等専決事項の欄(1)から(9)までに掲げる事項</u>	(略)
産業革新局に置かれる理事	別表第1（その1） <u>課長等専決事項の欄(1)から(9)までに掲げる事項</u>	(略)

(略)

(18) (略)

(19) 支所長等 出先機関に置かれた支所、分場その他支分組織（組織規則第47条の2第4項に規定する静岡県水産技術研究所沿岸沖合漁業指導調査船駿河丸を除く。以下「支所等」という。）の長をいう。

(20)～(23) (略)

(専決)

第4条 専決者は、別表第1（その1）、別表第1（その2）、別表第2（その1）及び別表第2（その2）（以下「全別表」という。）に掲げるそれぞれの専決事項について専決するものとする。この場合において、本庁の班長等において専決すべき事項は主管課長が、別表第2（その1）に基づいてそれぞれ指定する。

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる職員に係る同表の中欄に掲げる事項については、同表の右欄に掲げる専決者が専決するものとする。

職員	事項	専決者
政策管理局に置かれる部付主幹及び部付主査	別表第1（その1） <u>課長専決事項の欄に掲げる事項</u>	当該局の <u>総務課長</u>
局に置かれる調整主幹、主幹、調整主査及び経理調整班の職員	別表第1（その1） <u>課長専決事項の欄(1)から(9)までに掲げる事項</u>	(略)
産業革新局に置かれる理事	別表第1（その1） <u>課長専決事項の欄(1)から(9)までに掲げる事項</u>	(略)

(略)

賀茂地域局に駐在する知事戦略課知事戦略班の職員	別表第1（その1） <u>課長等専決事項の欄</u> に掲げる事項	（略）
地域外交局に置かれる局付職員	別表第1（その1） <u>課長等専決事項の欄</u> に掲げる事項	（略）
<u>多文化共生課旅券班の職員</u>	別表第1（その1） <u>課長等専決事項の欄(1)から(9)までに掲げる事項</u>	<u>旅券室長</u>
もくせい会館に駐在する人事課の職員	別表第1（その1） <u>課長等専決事項の欄(1)から(9)までに掲げる事項</u>	（略）
スポーツ局の職員	（略）	
静岡県コンベンションアーツセンターに駐在する文化政策課の職員	別表第1（その1） <u>課長等専決事項の欄(1)から(9)までに掲げる事項</u>	<u>文化・観光部理事（文化担当）</u>

賀茂地域局に駐在する知事戦略課知事戦略班の職員	別表第1（その1） <u>課長専決事項の欄</u> に掲げる事項	（略）
地域外交局に置かれる局付職員	別表第1（その1） <u>課長専決事項の欄</u> に掲げる事項	（略）
もくせい会館に駐在する人事課の職員	別表第1（その1） <u>課長専決事項の欄(1)から(9)までに掲げる事項</u>	（略）
<u>多文化共生課旅券班の職員</u>	別表第1（その1） <u>課長専決事項の欄(1)から(9)までに掲げる事項</u>	<u>旅券室長</u>
スポーツ局の職員	（略）	
静岡県コンベンションアーツセンターに駐在する文化政策課の職員	別表第1（その1） <u>課長専決事項の欄(1)から(9)までに掲げる事項</u>	<u>文化・観光部理事（文化プログラム推進担当）</u>
<u>オリンピック・パラリンピック推進課長があらかじめ指定した職員</u>	別表第1（その1） <u>課長専決事項の欄(1)から(9)までに掲げる事項</u>	<u>オリンピック・パラリンピック調整室長</u>
空港管理課長	別表第1（その	空港調整室

富士山世界遺産センターに置かれる職員のうち、研究に従事する職員	(略)	
地域福祉課人権同和班の職員	別表第1(その1)課長等専決事項の欄(1)から(9)までに掲げる事項	(略)
(略)		
農業局、農地局、森林・林業局及び水産業局の職員	(略)	<u>農林水産戦略監</u>
農業戦略課長があらかじめ指定した職員	別表第1(その1)課長等専決事項の欄(1)から(9)までに掲げる事項	(略)
お茶振興課長があらかじめ指定した職員	別表第1(その1)課長等専決事項の欄(1)から(9)までに掲げる事項	しずおかO-CHAプラザに駐在するお茶振興課専門監
(略)		

<u>があらかじめ指定した職員</u>	1)課長専決事項の欄(1)から(9)までに掲げる事項	長
富士山世界遺産センターに置かれる職員のうち、研究に従事する職員	(略)	
地域福祉課人権同和班の職員	別表第1(その1)課長専決事項の欄(1)から(9)までに掲げる事項	(略)
(略)		
農業局、農地局、森林・林業局及び水産業局の職員	(略)	<u>農林水産担当部長</u>
農業戦略課長があらかじめ指定した職員	別表第1(その1)課長専決事項の欄(1)から(9)までに掲げる事項	(略)
<u>農業ビジネス課長があらかじめ指定した職員</u>	別表第1(その1)課長専決事項の欄(1)から(9)までに掲げる事項	<u>専門職大学開学準備室長</u>
お茶振興課長があらかじめ指定した職員	別表第1(その1)課長専決事項の欄(1)から(9)までに掲げる事項	しずおかO-CHAプラザに駐在するお茶振興課技監
(略)		

各出納室の職員	別表第1（その1） <u>課長等専決事項</u> の欄(1)から(9)まで、(21)及び(22)に掲げる事項	(略)
(略)		

3 第1項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる部、局、課又は出先機関が所掌する同表の中欄に掲げる事項は、同表の右欄に掲げる専決者が専決するものとする。

部、局、課又は出先機関	事項	専決者
(略)		
危機情報課	(略)	
農業局、農地局、森林・林業局及び水産業局	(略)	<u>農林水産戦略監</u>
(略)		
道路保全課	別表第2（その1） <u>課長等専決事項</u> の欄中道路法に係る事項の3、6、12及び14、道路法施行令に係る事項の1、車両の通行の許可の手續等を定める省令に係る事項並びに	(略)

各出納室の職員	別表第1（その1） <u>課長専決事項</u> の欄(1)から(9)まで、(21)及び(22)に掲げる事項	(略)
(略)		

3 第1項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる部、局、課、室又は出先機関が所掌する同表の中欄に掲げる事項は、同表の右欄に掲げる専決者が専決するものとする。

部、局、課、室又は出先機関	事項	専決者
(略)		
危機情報課	(略)	
<u>空港管理課</u> <u>空港調整室</u>	別表第1（その1） <u>課長専決事項</u> の欄(21)から(24)までに掲げる事項	<u>空港調整室長</u>
農業局、農地局、森林・林業局及び水産業局	(略)	<u>農林水産担当部長</u>
(略)		
道路保全課	別表第2（その1） <u>課長専決事項</u> の欄中道路法に係る事項の3、6、12及び14、道路法施行令に係る事項の1、車両の通行の許可の手續等を定める省令に係る事項並びに	(略)

	電線共同溝の整備等に関する特別措置法に係る事項	
(略)		

4～7 (略)

(部(局)長専決事項の代決)

第8条 部(局)長が不在のときは主管局長等が、部(局)長及び主管局長等がともに不在のときは主管課長等が当該事案を代決する。

2 部(局)長、主管局長等及び主管課長等がともに不在のときは、部(局)及び局における課等の順序により当該課等の長が当該事案を代決する。

(局長等専決事項の代決)

第8条の2 局長等が不在のときは、主管課長等が当該事案を代決する。

2 局長等及び主管課長等がともに不在のときは、前条第2項の規定を準用する。

(課長等専決事項の代決)

第9条 課長等が不在のときは、課長等があらかじめ指定した者(以下「課長等の実務代理者」という。)が当該事案を代決する。

2 課長等及び課長等の実務代理者がともに不在のときは、主務班長等が当該事案を代決する。

	電線共同溝の整備等に関する特別措置法に係る事項	
(略)		

4～7 (略)

(部(局)長専決事項の代決)

第8条 部(局)長が不在のときは主管局長等が、部(局)長及び主管局長等がともに不在のときは主管課長が当該事案を代決する。

2 部(局)長、主管局長等及び主管課長がともに不在のときは、部(局)及び局における課の順序により当該課の長が当該事案を代決する。

(局長等専決事項の代決)

第8条の2 局長等が不在のときは、主管課長が当該事案を代決する。

2 局長等及び主管課長がともに不在のときは、前条第2項の規定を準用する。

(課長専決事項の代決)

第9条 課長が不在のときは、課長があらかじめ指定した者(以下「課長の実務代理者」という。)が当該事案を代決する。

2 課長及び課長の実務代理者がともに不在のときは、主務班長等が当該事案を代決する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第1(その1)を次のように改める。

(別表第1(その1)に係る部分の登載は、省略する。)

別表第2(その1)及び別表第2(その2)を次のように改める。

(別表第2(その1)及び別表第2(その2)に係る部分の登載は、省略する。)

附 則

1 この訓令甲は、公表の日から施行する。ただし、別表第2(その2)吉原林間学園、三方原学園及び磐田学園の項静岡県立吉原林間学園診療所の設置、管理並びに使用料及び手数料に関する条例に係る部分(以下「吉原林間学園に係る部分」という。)は、令和元年8月1日から施行する。

2 この訓令甲による改正後の静岡県事務決裁規程(以下「改正後の規程」という。)の規定(吉原林間学園

に係る部分を除く。)は、平成31年4月1日から適用する。ただし、改正後の規程別表第2(その1)公共用地課の項所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に係る部分の規定は令和元年6月1日から、改正後の規程別表第2(その1)農地保全課の項農業用ため池の管理及び保全に関する法律に係る部分及び別表第2(その2)農林事務所の項農業用ため池の管理及び保全に関する法律に係る部分の規定は令和元年7月1日から適用する。